

教員養成フラッグシップ大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等に係る 教育職員免許法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和 2 年 1 月 23 日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行うために特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の認定に関する特例の創設などを行うべきであるとの提言を受けて改正するものである。

2. 改正の概要

(1) 指定大学の特例

(2) により文部科学大臣が指定する大学においては、専修免許状及び 1 種免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係るものに限る。）の授与に係る所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状及び 1 種免許状の取得に必要な単位数から 2 種免許状の取得に必要な単位数^{*}を差し引いた単位数までは、教員免許状の取得に必要なものとして指定大学が加える科目の単位をもってあてることができることとする。

※高等学校の場合は 2 種免許状がないため、中学校の 2 種免許状の取得に必要な単位数を除くこととする。

(2) 文部科学大臣が行う指定制度

(a) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。

(b) 文部科学大臣は、(a)の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央教育審議会の意見を聴かなければならないこととする。

(c) 文部科学大臣は、(a)の指定をしたときは、指定大学の名称、指定を受けた日及び理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。

(d) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなった場合は、(a)の指定を取り消すこととする。

※上記改正は最終報告において提言された「教員養成フラッグシップ大学」を教育職員免許法施行規則上「指定大学」として規定するものである。

(3) 専修免許状に関する大学が加える教科及び教職に関する科目に準ずる科目の単位の取扱い

専修免許状の授与を受ける場合においても、教科及び教職に関する科目のうち大学が独自に設定する科目の単位の修得方法として、教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目を

除く。)に準ずる科目について修得することを可能とする。

(1種免許状及び2種免許状においては現在も同旨規定)

今後のスケジュール

公布：令和3年7月頃

施行：公布日

※ このほか、上記の改正に併せて、関連規定において所要の改正を行うこととする。

(なお、以上の改正の概要に記載した具体の文言については、技術的な修正があり得る。)